

理事会決議「2023 年度会員の会費の額について」

2023 年 3 月 24 日

一般社団法人日本金融サービス仲介業協会

入会金及び会費に関する規則第 3 条第 3 項の規定に基づき、2023 年度（2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 までをいう。）の会員の会費の額を次のとおり定める。

| 会員の種別       | 会費の額   | (参考) 2022 年度会費の額   | 入会金及び会費に関する規則 (注) |
|-------------|--|--|-------------------|
| 第一種正会員      | 一業務 1,620,000 円<br>二業務 2,700,000 円<br>三業務 3,510,000 円<br>四業務 4,050,000 円 | 一業務 1,800,000 円<br>二業務 3,000,000 円<br>三業務 3,900,000 円<br>四業務 4,500,000 円 | } 同 左             |
| 第二種正会員      | 570,000 円  | 600,000 円  |                   |
| 金融機関会員      | 1,330,000 円  | 2,400,000 円<br>1,400,000 円   | 2,400,000 円       |
| 賛助会員        | 570,000 円  | 600,000 円  | 同 左               |
| 特別会員 (募集停止) | —  | —  | 理事会が入会承認時に定める金額   |

(注) 会費は、会員の種別に応じて、その額が定められ (第 3 条第 1 項)、理事会の議決等により減額することができる (第 3 条第 3 項)。

以 上